第一章　知る

「特別の教科　道徳」を知る

一　道徳教育の歴史

戦前の教育においては、「修身科」が道徳教育を行う重要な教科として位置付けられ、教科書もありました。しかし、終戦後に「修身科」が廃止され、日本が主権を回復した後の昭和三十三年に「道徳の時間」を特設し、小・中学校で週一時間実施されるようになりました。当時、文部省は戦前の「修身科」の復活ではないことを強調し、「教科書は作らない」、「評定を行わない」、「免許状を出さない」という方針を示しました。

その後、様々な青少年の問題行動を背景に、平成十二年の「教育改革国民会議」では、小学校に「道徳」、中学校に「人間科」、高等学校に「人生科」などの教科を設けることを提言しました。次いで、平成十九年の「教育再生会議」では、「徳育を従来の教科とは異なる新たな教科と位置付ける」ことを提言するなど、道徳の教科化については、これまで幾度か議論されてきました。しかし、「人としてあるべき心を教え、評価することは可能なのか」等の議論が起こり、結論の出ないまま教科化にはつながりませんでした。

しかしながら今日、再びいじめや規範意識の問題等が大きな社会問題として取り上げられる中、「教育再生実行会議」において、一般に言われる「教科」の定義ではなく、新たな枠組みにより教科化することが提言され、中央教育審議会答申を踏まえ、道徳の教科化へとつながりました。

文部科学省は、平成二十七年三月二十七日付の通知において、中央教育審議会答申（平成二十六年十月）の「特定の価値観を押しつけたり、主体性をもたずに言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるもの」の一文を引用し、道徳の教科化に向けての考え方を明確に示しました。

二　教科化の背景

「特別の教科　道徳」が創設された最も大きな背景には、いじめの問題があります。

この問題をきっかけとし、道徳教育の大切さが強調され、平成二十五年二月にいじめの問題などへの対応策をまとめた「教育再生実行会議」の提言の中で道徳の教科化が打ち出されました。

また、学校においては、道徳教育の実施について、これまでいくつかの課題が指摘されていました。（下記参照）

特に道徳の時間の指導については、「学校や教員によって指導の格差が大きく、不十分な状況にある」（平成二十六年十月　中央教育審議会答

「貴校において、平成 26 年度の道徳教育を実施した上での課題としてどのようなことが考えられますか」（複数回答）

都内公立小学校 1251 校、都内公立中学校 602 校

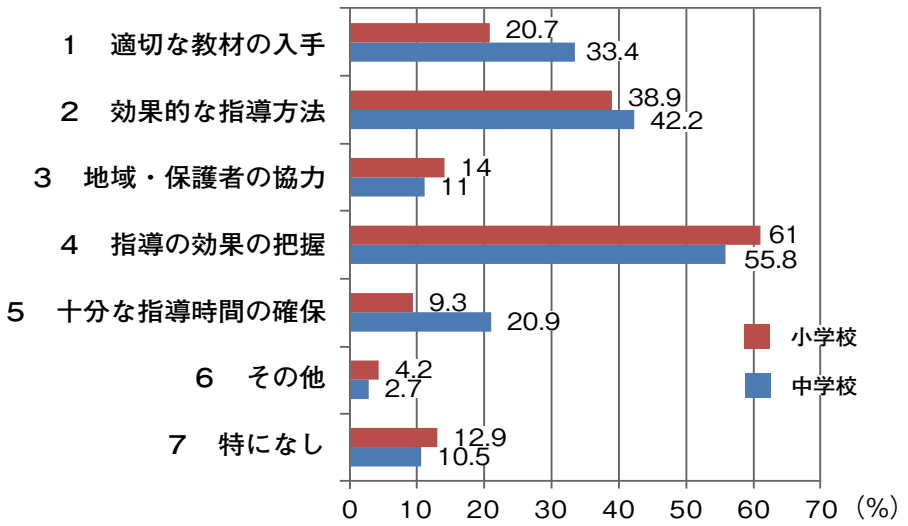

「道徳教育実施状況調査（東京都の結果）」（平成 27 年５月　文部科学省）

申）との指摘がありました。

これらの課題を解決するためにも、文部科学省は、学習指導要領を改訂し、従来の「道徳の時間」の指導の質的な転換を求めました。具体的には「教材を読む道徳」から「考える道徳」、「議論する道徳」への転換を図ることです。また、「適切な教材の入手が難しい」という課題については、教科化によって、全ての小学校、中学校において文部科学省の検定を経た教科書を使うことで解決できるようにしました。

※「特別の教科　道徳」と「教科」との違い

	特別の教科 道　徳	教　科
教員免許	専門の免許は設けない 原則学級担任が担当	中学校・高等学校では 各教科の免許が必要
教科書	あり	あり
評　価	数値による評価は 行わない	数値等で行う

三　「特別の教科　道徳」の概要

（一）目　標

小学校及び中学校の学習指導要領解説「特別の教科　道徳編」（平成二十七年七月）には、目標について次のように示されています。

【小学校】「第１章総則の第１の２に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」

【中学校】「第１章総則の第１の２に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」

（二）改訂の要点

「特別の教科　道徳」は、従前の道徳の時間における目標や内容について、主に次のことが改訂されました。

①　目標について

・従前の「各教科との密接な関連」や「計画的、発展的な指導による補充、深化、統合」は、「第３　指導計画の作成と内容の取扱い」に整理した上で、目標の表現を全面的に改めた。

・学習活動を具体化して「考えを深める学習」と改めた。

・従前の「道徳的実践力を育成する」ことを具体的に「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と改めた。

②　内容について

・小学校から中学校までの内容の体系性を高めるようにした。

・構成やねらいを分かりやすく示した。

・内容項目の四つの視点を児童・生徒にとっての対象の広がりに即して整理し、順序を改めた。

（三） 内容項目の指導の観点（一覧表）

各学年における内容項目の指導の観点は、次のとおりです。

小学校第一学年及び第二学年（19）	
A　主として自分自身に関すること	
善悪の判断、自律、自由と責任	（1）よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。
正直、誠実	（2）うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。
節度、節制	（3）健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をすること。
個性の伸長	（4）自分の特徴に気付くこと。
希望と勇気、努力と強い意志	（5）自分のやるべき勉強や仕事をしっかり行うこと。
真理の探究	
B　主として人との関わりに関すること	
親切、思いやり	（6）身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。
感謝	（7）家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。

礼儀	(8) 気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。
友情、信頼	(9) 友達と仲よくし、助け合うこと。
相互理解、寛容	
C　主として集団や社会との関わりに関すること	
規則の尊重	(10) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。
公正、公平、社会正義	(11) 自分の好き嫌いにとらわれないで接すること。
勤労、公共の精神	(12) 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。
家族愛、家庭生活の充実	(13) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。
よりよい学校生活、集団生活の充実	(14) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。
伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	(15) 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。
国際理解、国際親善	(16) 他国の人々や文化に親しむこと。
D　主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	
生命の尊さ	(17) 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。
自然愛護	(18) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。
感動、畏敬の念	(19) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。
よりよく生きる喜び	

小学校第三学年及び第四学年（20）

A　主として自分自身に関すること	
善悪の判断、自律、自由と責任	（1）正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。
正直、誠実	（2）過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。
節度、節制	（3）自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をすること。
個性の伸長	（4）自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。
希望と勇気、努力と強い意志	（5）自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。
真理の探究	
B　主として人との関わりに関すること	
親切、思いやり	（6）相手のことを思いやり、進んで親切にすること。
感謝	（7）家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。
礼儀	（8）礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。
友情、信頼	（9）友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。
相互理解、寛容	（10）自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。

C　主として集団や社会との関わりに関すること	
規則の尊重	(11) 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。
公正、公平、社会正義	(12) 誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。
勤労、公共の精神	(13) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。
家族愛、家庭生活の充実	(14) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。
よりよい学校生活、集団生活の充実	(15) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。
伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	(16) 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。
国際理解、国際親善	(17) 他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。
D　主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	
生命の尊さ	(18) 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。
自然愛護	(19) 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。
感動、畏敬の念	(20) 美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。
よりよく生きる喜び	

小学校第五学年及び第六学年（22）

A　主として自分自身に関すること	
善悪の判断、自律、自由と責任	（1）自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。
正直、誠実	（2）誠実に、明るい心で生活すること。
節度、節制	（3）安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。
個性の伸長	（4）自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。
希望と勇気、努力と強い意志	（5）より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。
真理の探究	（6）真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。
B　主として人との関わりに関すること	
親切、思いやり	（7）誰に対しても思いやりの心をもち、相手の立場に立って親切にすること。
感謝	（8）日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。
礼儀	（9）時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。
友情、信頼	（10）友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。
相互理解、寛容	（11）自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心をもち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。

C　主として集団や社会との関わりに関すること	
規則の尊重	(12) 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。
公正、公平、社会正義	(13) 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。
勤労、公共の精神	(14) 働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。
家族愛、家庭生活の充実	(15) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。
よりよい学校生活、集団生活の充実	(16) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。
伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	(17) 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。
国際理解、国際親善	(18) 他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。
D　主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	
生命の尊さ	(19) 生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。
自然愛護	(20) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。
感動、畏敬の念	(21) 美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。
よりよく生きる喜び	(22) よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じること。

中学校（22）

A　主として自分自身に関すること

自主、自律、自由と責任	（1）自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。
節度、節制	（2）望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をすること。
向上心、個性の伸長	（3）自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。
希望と勇気、克己と強い意志	（4）より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気をもち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。
真理の探究、創造	（5）真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。

B　主として人との関わりに関すること

思いやり、感謝	（6）思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。
礼儀	（7）礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。
友情、信頼	（8）友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。
相互理解、寛容	（9）自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。

C　主として集団や社会との関わりに関すること

遵法精神、公徳心	（10）法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

公正、公平、社会正義	(11) 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。
社会参画、公共の精神	(12) 社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。
勤労	(13) 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。
家族愛、家庭生活の充実	(14) 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。
よりよい学校生活、集団生活の充実	(15) 教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。
郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度	(16) 郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。
我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度	(17) 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。
国際理解、国際貢献	(18) 世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。
D　主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	
生命の尊さ	(19) 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。
自然愛護	(20) 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。
感動、畏敬の念	(21) 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。
よりよく生きる喜び	(22) 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることに喜びを見いだすこと。

（四）評　価

道徳科における児童・生徒の評価について、小学校及び中学校の学習指導要領解説（平成二十七年七月）に、次のように示されています。

> 児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

道徳性は、人格の全体に関わるものであり、学習指導要領解説には数値などによる評価は行わないことが特に記されています。

道徳科の評価の具体的な在り方については、次のことが前提になっています。

○　数値による評価ではなく、記述式であること。

○　他の児童・生徒との比較による相対評価ではなく、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行うこと。

○　他の児童・生徒と比較して優劣を決めるような評価はなじまないことに留意する必要があること。

○　個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえた評価を行うこと。

○　発達障害等のある児童・生徒についての配慮すべき観点等を学校や教員間で共有すること。

○　現在の指導要録の書式における「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「総合所見及び指導上参考となる諸事項」などの既存の欄も含めて、その在り方を総合的に見直すこと。

評価に関する疑問Q&A

Q1

道徳科における評価について、どのように考えればいいのでしょうか。

A

道徳科の主なねらいは道徳性を養うことです。道徳性が養われたか否かは、容易に判断できるものではありません。しかし、道徳性を養うことを学習活動として行う道徳の時間の指導では、従来からその学習状況を把握してきました。児童・生徒の学習状況は「指導」によって変わります。道徳性の評価の基盤には、教師と児童・生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要です。このことを踏まえ、児童・生徒が自らの成長を実感し、さらに意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められています。

Q2

道徳科の時間での児童・生徒の発言や態度で、児童・生徒の道徳性を評価することは可能なのでしょうか。

A

道徳科の時間は、その性格上、一単位時間の指導だけでその成果を評価することは困難です。しかし、全ての教育活動で、一単位時間の指導による児童・生徒の学習状況を把握して評価することは、教師が次の指導に生かすためにも大切です。道徳科における児童・生徒の学習状況を把握する手段として、例えば次のような方法が挙げられます。

【学習状況を把握する方法】

① 児童・生徒が自分の考え方や感じ方を話したり書いたりする等の表現の様子

② 友達の考え方や感じ方を聞く態度や表情　等

Q3

道徳科の時間で、児童・生徒が「評価」を気にせずに意見を言うことができるのでしょうか。

A

このことは、本書における提案の中核をなす質問です。教師が期待する正答がある場合は、児童・生徒が教師の期待する正答を述べることが到達度目標となります。よって、教師が期待した答えに対して、児童・生徒が自分なりの答えを多様に述べたとしたならば、いわゆる到達度としての評価にはつながりません。しかし、道徳科は答えが一つとは限らない多様な考えを期待していますので、本来は教師が期待する正答はなく、自由に意見が述べられるはずです。それにもかかわらず、児童・生徒が他の子供と異なった意見を言うことがはばかれるのであれば、それは学級の人間関係の問題です。児童・生徒が伸びやかに自分の考え方や感じ方を述べたり、友達の考え方や感じ方を聞いて、様々な表現ができたりするのは、日々の学級経営と密接に関わっています。

つまり、教師と児童・生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が、授業の中に

存在することが重要です。児童・生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童・生徒が伸びやかに自ら考えたことや感じたことを言えるような指導の工夫が重要です。

Q4 道徳科で評価を実施することには、どのような意味があるのでしょうか。

A

児童・生徒の学習状況の把握と評価を実施するということは、児童・生徒が自分の考えを深めたかどうか、自分の考えに自信をもてたかどうかを教師が確認するとともに、教師が自らの指導を振り返り、更なる指導に生かすという意味があります。つまり、他の教科等と同様に、「児童・生徒自らが自分の成長を実感すること」と「教師が自らの指導を振り返ること」の二つの意味があります。その二つを振り返る方法として、例えば次のような方法が挙げられます。

【振り返る方法】

① 授業中のメモ、児童・生徒のノートや発言、発言を聞く周囲の反応等の記録（録音や録画等）

② 公開授業、研究授業等による他の教師や保護者等からの評価、板書の写真　等

Q5 道徳科における評価の結果を保護者にどのように伝えるとよいのでしょうか。

A

学習指導要領解説（平成二十七年五月）では、「現在の指導要録の書式における『総合的な学習の時間の記録』、『特別活動の記録』、『行動の記録』及び『総合所見及び指導上参考となる諸事項』などの既存の欄も含めて、その在り方を総合的に見直す」としています。「数値による評価ではなく、記述式である」ことや「他の児童・生徒との比較による相対評価ではなく、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行う」ことなどを学校は十分に踏まえ、家庭や地域にも道徳科の評価の意義を分かりやすく伝えておくことが大切です。

その上で、道徳科の時間における児童・生徒の学習状況や道徳性について保護者に伝え、家庭での指導の協力も得ていきたいものです。

Q6 評価について、研究で取り組んだ事例はあるのでしょうか。

A

当センターでは、児童・生徒の道徳的価値についての理解の変容を道徳科の時間の開始時と終了時において把握する方法を実践しました。児童・生徒の学習状況を把握する手段は、Q4で述べたように様々ありますが、研究では、「ワークシートの記述」からその変容を把握しました。この方法は、児童・生徒も自らの成長を実感することにつながります。また、教師も道徳的価値について理解したかどうか指導を振り返ることができます。事例の詳細については六十・六十一ページをご参照ください。

(例) ◆教材名「傍観者でいいのか」(中学校第２学年)
〈発問〉「見て見ぬふりをする生徒たち」のように行動してしまうのはどうしてだろう。

Ｂさん	
授業開始時	◆注意することで、自分が標的になるのが怖い。
授業終了時	◆何もしないのはいけない。 何もしないということは、いじめている人たちと同じことだ。 ◆やっていいこと、悪いこと、やるべきことを正確に判断するべきだ。

・グループの話合いから、見て見ぬふりをする行為に対して、一歩踏み出す勇気をもつこと、傍観者という立場にとどまらず、どのようにしたら打破できるのか、何をするべきか、ということについて考えようとする記述が見られる。
・教師は、児童・生徒の道徳的価値がどのように変容したのかを把握することが大切である。